

令和2年4月10日（金）

【照会先】

雇用環境・均等局

＜職業生活両立課＞

尾田、安部

＜就業子育て世代支援対策室＞

渡辺、小城

(代表電話) 03 (5253) 1111

報道関係者各位

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応 助成金・支援金の延長について （内容の詳細の お知らせ）

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるをえなくなった保護者の皆さんを支援するため、

- ・ 正規雇用・非正規雇用を問わない助成金制度（新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金）
- ・ 個人で業務委託契約等で仕事をされている方向けの支援金制度（新型コロナウイルス感染症による小学校休業等支援金）

について、対象となる休暇取得の期限を延長し、令和2年4月1日から6月30日までの間に取得した休暇等についても支援を行うこととしています。

具体的内容については、別紙のリーフレットをご覧ください。

延長後の助成金及び支援金の支給要領等の公表、申請受付開始は4月15日(水)頃を予定しています。

また、厚労省HPにおいて、4月13日(月)以降、制度の概要や申請書の記載方法等を解説した動画を順次掲載する予定ですのでご活用ください。

〔助成金HP〕

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

〔支援金HP〕

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

※ 助成金及び支援金の対象者については、4月以降分についても、引き続き、業種・職種にかかわらず対象となります。

※ 4月以降分からは、医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子どもが対象となることを明記していますが、学校長が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合は、3月以前分についても対象となります。

【公表資料】

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金リーフレット

（労働者を雇用する事業主の方向け）・・・別紙1

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金リーフレット

（委託を受けて個人で仕事をする方向け）・・・別紙2

＜問い合わせ先＞

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター

電話：0120-60-3999

受付時間：9：00～21：00（土日・祝日含む）